

2018年度

第14回みやこ祭

第1回 みやこ祭参加準備会議

日時：5月24日（木）16：30～

場所：11号館204番教室

項目

1. 大学祭総会とみやこ祭参加準備会議の違いについて.....	p.1
2. 安全委員会より	p.2
(1) 安全委員会の設置.....	p.2
(2) 供託金制度.....	p.3
(3) 補償金制度.....	p.5
(4) 参考.....	p.8
(5) 安全管理責任者の選出.....	p.12
3. 事務局より	p.14
4. 広報局より	p.15
(1) 第14回みやこ祭テーマ発表とロゴデザインについてのお知らせ	p.15
(2) 第14回みやこ祭ポスターデザイン公募について.....	p.16
5. 渉外局より	p.18
6. その他.....	p.20

1. 大学祭総会とみやこ祭参加準備会議の違いについて

2008年度から大学祭実行委員会は「大学祭総会」と「みやこ祭参加準備会議」の2つの会議を運営しています。今年度も同様に2つの会議を運営していくため、改めてそれぞれの会議の参加対象の違いと特徴について詳しく説明します。

「大学祭総会」について

- 参加対象

首都大学東京文化部連合、首都大学東京体育会、首都大学東京サークル連合のいずれかに加盟する団体の代表者各1名。ただし、南大沢キャンパスに所属する学部生または院生のみ参加及び傍聴することができます。

- 会議の特徴

大学祭の方向性を決定する会議です。各団体の代表者からの意見を基に方向性を決定します。

「みやこ祭参加準備会議」について

- 参加対象

大学祭に参加しようと考えている全ての団体の方。

- 会議の特徴

大学祭参加についてのお知らせや各種申請、大学祭の運営に関わることを決める会議です。大学祭にて企画や模擬店に参加する場合はこの会議に参加しなければなりません。

それぞれの会議は開催の約1週間前に公示されます。インフォメーションギャラリーに設置する看板等でご確認ください。

2. 安全委員会より

(1) 安全委員会の設置

1. 趣旨

みやこ祭は「自主管理・自主運営」の理念のもとに運営しています。この理念に基づいた大学祭を行うために、昨年度までのみやこ祭に引き続き安全委員会を設置します。

2. 安全委員会の役割

① 最低限のルール作り

「自主管理・自主運営」の理念のもと、みやこ祭を安全に運営するために必要な最低限のルールを規定します。

② 安全防災に関する呼びかけ

事件事故の防止のため、参加団体をはじめ、大学祭に参加するすべての方に、防犯や火気使用、アルコール販売など安全に関する注意を呼びかけます。

③ 会場管理・事故処理・情報集約

大学祭期間中の清掃・ごみ処理の管理や駐車場整備、会場内の巡回及び事件事故等の情報収集とその対応を行います。

3. 安全委員会の構成

① 安全委員会本部

学生自治会、学生ホール管理運営委員会、首都大学東京体育会本部、首都大学東京文化部連合、首都大学東京サークル連合の代表者各1名と、大学祭実行委員会の代表者2名、計7名で構成されます。

大学祭期間中は学生ホール資料作成室に安全委員会本部を設置し、常時待機者を配置します。

② 参加団体

参加団体のうち、屋内参加団体はフロアごとに、模擬店参加団体はブロックごとに分け、それぞれの代表団体の安全管理責任者に各エリア内の安全衛生状況を点検して、安全委員会本部に報告していただきます。

③ 安全管理責任者

各参加団体から、部長・幹部クラスの方を1人選出していただきます。
ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

(2) 供託金制度

1. 趣旨

供託金制度は、飲酒をはじめとする大学祭期間中のあらゆる問題を防ぎ、大学祭を円滑に進めること、さらには私たち学生が大学との信頼関係を築き、来年度以降の大学祭を無事に行うことを保証する目的があります。

二十数年前の大学祭において、一部の学生による常軌を逸した行為の結果、飲酒に絡んだ問題が頻発し、飲酒行為は全面禁止となりました。

それ以来、徐々に規制緩和が行われ、昨年度も時間制限付きの飲酒解禁を行うことができました。昨年度は供託金没収となるまでの問題・事故は起こりませんでした。

しかし、未だに危険な飲酒をする光景が見られたこともあり、「自主管理・自主運営」の理念が十分に浸透しているとは言えない状況です。飲酒に絡んだ問題を起こしてしまった以上、私たちはこの問題を真摯に受け止め、再発防止に努めなければなりません。私たち全員が問題の重みを理解し、責任を持つべきだと考えています。

※ 飲酒に絡んだ問題が発生した場合、来年度以降の大学祭が飲酒解禁のもとに行われるという保証はありません。

2. 制度内容

- ◆ 大学祭に参加する全ての団体は供託金として参加形態に応じた金額を大学祭実行委員会に納めるものとします。
 - ※ ここでいう「大学祭に参加する全ての団体」とは、模擬店参加、屋内参加、特別参加で参加する団体のことを指します。
- ◆ 大学祭期間中に飲酒をはじめとするあらゆる問題を起こし、悪質であると安全委員会が判断した場合、対象の団体から処分として供託金を没収します。
- ◆ 「大学祭期間中における違反事項に関する条規」を守り、問題を起こさなかった団体には、大学祭終了後に供託金の返却を行います。なお、没収した供託金は公的機関に寄付させていただきます。

3. 対象・金額

- ① 営利を目的としないゼミ及び研究室単位での参加団体には、供託金を課しません。
 - ② 営利を目的としない参加団体のうち、上記①に該当しない参加団体は
5,000円とします。
 - ③ 営利を目的とする参加団体のうち、上部団体（体育会・文化部連合・サークル連合）に加盟している団体及びクラス・ゼミ・研究室単位での参加団体は
10,000円とします。
 - ④ 営利を目的とする参加団体のうち、上記③に該当しない参加団体は
20,000円とします。
- ※ 上記①～④の複数の形態で参加する団体は、その中で最も高い金額を支払っていただきます。

4. 納入期限

参加申請と同時に大学祭実行委員会に納めることを原則とします。納入期限は参加申請の締切日と同じく、**6月14日(木)**です。

納入の際には郵便局で振り込みをしていただきます。詳しい納入方法は本日配付した『事務手続きの手引き1』をご覧ください。払込取扱票も同時に配付します。

5. 管理

供託金の管理は大学祭実行委員会が行います。

6. 返却

「大学祭期間中における違反事項に関する条規」を守り、違反事項を行わなかった団体には、大学祭終了後に供託金の返却を行います。返却の日程・場所は決まり次第お知らせします。

なお、返却期限を過ぎても受け取りに来なかった団体に関しては、大学祭実行委員会から連絡をしますが、それでも受け取りに来なかった場合、公的機関に寄付させていただきます。ご了承ください。

(3) 補償金制度

1. 趣旨

補償金制度は、参加団体全体で「自主管理・自主運営」を行っていくという大学祭の理念に基づいて実施しています。この制度により大学祭期間中に大学構内施設において**当事者不明の汚損・破損があった場合は、参加団体全体でその責任を分担する必要がある**と考えています。

大学祭期間中に大学内の施設に著しい汚損・破損が見られた場合、来年度以降その施設が使用禁止となったり、大学祭を開催できなくなるおそれがあります。

そのような事態を起こさないために、例年使用している施設に加え、来年度以降新たな施設の使用を可能にするうえで必要な制度です。

また、責任を各団体で分担することによって、「自主管理・自主運営」の理念を団体の方々に理解していただけたと思います。さらに各団体で注意し合えるようになれば、大学祭期間中の汚損・破損箇所を減少させることに繋がると考えています。

2. 制度の内容

大学祭の参加団体に規定の金額を補償金として大学祭実行委員会に納めていただきます。大学祭期間中に当事者不明の汚損・破損があった場合、補償金から修理費をまかない、その修理費を差し引いた額を返却します。ただし、責任の所在が明らかな場合や本人がその汚損・破損を認めた場合は、汚損・破損した本人が弁償することとします。なお、汚損・破損の当事者が特に限定されると安全委員会が判断した場合はこの限りではありません。

(適用例)

1 団体あたりの補償金の金額が、**5,000円**、参加団体が**100団体**であったとすると、補償金合計額は、**5,000円×100団体=50万円**となります。

その後、大学祭期間中に窓ガラスの破損が数カ所見つかると、その当事者が分からなかったとします。その修理費が**15万円**であったとすると、1団体あたりへの返却額は**(50万円-15万円)÷100団体=3,500円**となります。

※ 責任の所在を特定できない場合、補償金制度を適用する場合がありますので、各団体が汚損・破損のないように各施設を使用してください。

3. 対象・金額

大学祭に参加する全ての団体に一律**5,000円**とします。ただし、弁償額が補償金の限度を超えた場合は追加徴収するものとします。

また、一つの団体で複数の参加申請をする場合も、参加申請の数に関わらず**5,000円**とします。

※ ここでいう「大学祭に参加する全ての団体」とは、模擬店参加、屋内参加、特別参加で参加する団体のことを指します。

4. 納入期限

参加申請と同時に大学祭実行委員会に納入することを原則とします。納入期限は参加申請の締め切りと同じく**6月14日(木)**です。

納入の際には郵便局で振り込みをしていただきます。詳しい納入方法は本日配付する『事務手続きの手引き1』をご覧ください。払込取扱票も同時に配付します。

5. 管理

補償金の管理、大学への修理費の支払いは大学祭実行委員会が行います。清算終了後、大学祭実行委員会が会計報告をします。

6. 返却

補償金の適用に該当するような汚損・破損がなかった場合は、全額を返却します。適用がなされた場合は、修理費を差し引いた額を返却します。返却の日程・場所は決まり次第お知らせします。

なお、返却期限を過ぎても受け取りに来なかった団体に関しては、大学祭実行委員会から連絡をしますが、それでも受け取りに来なかった場合、公的機関に寄付させていただきます。ご了承ください。

7. 清掃費

大学祭終了後、大学構内の敷石に油染みが目立ちます。その責任の多くは模擬店参加団体にあると考え、補償金の適用外とします。

大学構内の敷石の油染みの除去を含む清掃を業者に委託します。その費用は、清掃費として**模擬店参加団体**から**1日1,000円**を徴収し、大学祭実行委員会でも**50,000円**負担します。(追加徴収はありません。)

なお、徴収した清掃費は全額、大学構内の地面の清掃に使わせていただくので、返却はありません。清掃費については、模擬店経費等の徴収の際に大学祭実行委員会に支払っていただきます。清掃費の管理、支払い、会計報告は大学祭実行委員会が行います。

ご理解のほどよろしく申し上げます。

(4) 参考

以下の「大学祭期間中における違反事項に関する条規」と「安全防災規約」は昨年度のもので、今年度は変更の可能性がありますので、参考までにご覧ください。

I. 大学祭期間中における違反事項に関する条規

第1条（趣旨）

この規約は大学祭期間中において大学祭を「自主管理・自主運営」していくに際し、さらなる安全防災を図るために定められたものである。

第2条（施行時期）

この規約は平成29年度大学祭にのみ適用される。ただし、第5条（3）は除く。

第3条（参加申請）

平成29年度大学祭に参加する団体は、大学祭における安全防災の保証のため、のちに掲げる第7条に定める通り参加申請と同時に供託金を大学祭実行委員会（大学祭期間中は「大学祭本部」と称する。）に納めなければならない。

※ ここでいう「大学祭に参加する団体」とは、模擬店参加、屋内参加、特別参加で参加する団体のことを指す。

第4条（違反事項）

大学祭期間中における違反事項は次の通りとする。

- (1) 飲酒に絡んだ問題を起こした場合。特に未成年飲酒に絡んだ問題や近隣住民に迷惑を及ぼす場合。飲酒に絡んだ問題が起きた場合、それ以後の大学祭期間中の飲酒に全面禁止を含む何らかの制限を課す。
- (2) 完全退構時刻以降に構内に残っており、かつ安全委員会の警告に応じず退構しなかった場合。
ただし、特に認められている場合は除く。
- (3) 大学の定める各規則、規約等に著しく違反する場合。
- (4) 安全委員会本部の警告に応じない場合。
- (5) 法律に著しく違反する場合。

第5条（処分）

安全委員会本部が第4条に違反していると判断した団体への処分はその度合いにより以下のいずれかもしくはその複数とする。

- （1） 供託金を没収する。
- （2） 今年度大学祭への継続参加を認めない。
- （3） 来年度以降、一定期間の大学祭への参加を認めない。

第6条（参加団体以外の大学祭参加者及び来場者への対応）

参加申請を提出していない大学祭参加者及び来場者が違反などを犯した場合は、ただちに大学祭本部と安全委員会本部と大学側との協議の上で何らかの処罰を講ずる。

第7条（供託金の金額）

- （1） 営利を目的としないゼミ及び研究室単位での参加団体には、供託金を課さない。
 - （2） 営利を目的としない参加団体のうち第7条（1）に該当しない場合は
5,000円とする。
 - （3） 営利を目的とする参加団体のうち上部団体（体育会・文化部連合・サークル連合）に加盟している団体、及びクラス、ゼミ、研究室単位での参加団体には
10,000円とする。
 - （4） 営利を目的とする参加団体のうち第7条（3）に該当しない参加団体は
20,000円とする。
- ※ 上記（1）から（4）の複数の形態で参加する団体は、その中で最も高い金額とする。

第8条（供託金の返却）

処分を受けなかった団体の供託金は、大学祭終了後に機会を設けて返却する。

第9条（供託金の使途）

没収された供託金は公的機関に寄付する。なお、供託金を期日までに取りに来なかった場合は、こちらから連絡はするが、それでも取りに来なかった場合、公的機関に寄付する。

第10条（飲酒の終了時刻）

午後8時30分をもって飲酒を終了とする。

第11条（行事の終了時刻）

午後9時をもって大学祭の行事をすべて終了とする。

第12条（完全退構時刻）

午後9時30分までに構内から完全退出とする。ただし、特別に認められている場合を除く。

II. 安全防災規約

第1条（趣旨）

この規約は、大学祭期間中において大学祭を参加団体が自主管理・自主運営していくに際し、更なる安全防災を図るために定めるものである。

※ 参加団体とは模擬店参加、屋内参加、特別参加で参加する団体のことを指す。

第2条（施行時期）

この規約は平成29年度大学祭にのみ適用される。但し、第6条は除く。

第3条（火気使用）

- ・ 屋内での火気使用は禁止する。
- ・ 所定の場所に設けられた喫煙所以外での喫煙は禁止する。
- ・ 火気使用団体は安全委員会に届け出を行い、消火バケツ等の消火用具を用意する。
- ・ プロパンボンベ、カセットコンロ、発電機、その他火気を使用する団体は事前に安全委員会に届け出を行い、安全に留意して使用する。
- ・ 発電機を使用する団体は、消火器を常備する。
- ・ 模擬店で使用するプロパンボンベ、発電機のガソリンは毎日所定の場所に返却する。
- ・ カセットコンロを使用する際はボンベの管理をしっかりと行い、使用しない時はボンベを外す。

- ・ 焚火、花火、爆竹等を使用する催しは事前に安全委員会への届け出を必要とし、検討した上で認められたものに限る。

第4条（安全防災・会場整備）

- ・ 会場に看板、テント等の設置物を設置する場合は安全委員会に届け出を行い、危険のないようにする。
- ・ 非常口、緊急車両の通路、消火栓前スペース、点字ブロックはふさがないようにする。
- ・ 許可なく場所を占拠しての楽器演奏などは禁止する。
- ・ 大学祭期間中、安全に関しての問題がある場合や暴力行為、破損行為、緊急事態があった場合はその收拾に努めるとともに、その責任の所在を明らかにするよう努める。
- ・ 大学祭期間中の構内施設の汚損・破損については補償金制度の規定に基づく。
- ・ その他、公立大学法人首都大学東京南大沢キャンパス校舎管理規定に従う。ただし、日曜・祝日の施設使用時間については平日と同様にする。

第5条（その他）

- ・ 午後9時をもって大学祭行事すべてを終了し、午後9時30分までに構内から完全に退出する。なお、構内にとどまることができる者は事前に安全委員会に届け出を行い、検討した上で認められた者に限る。
- ・ 屋外での音出しは午前9時半から午後7時までとする。ただし、特に許可されたものは除く。
- ・ 騒音には十分に注意する。屋外で音を出す場合、各所で大学祭実行委員会によって定められた音量以上の音を出さない。また、施設内で音を出す場合は、施設の防音能力を超える音は出さない。
- ・ 電力を使用する場合は、必ず定められた場所から電力をとり、決められた容量以上は使用しない。
- ・ 飲食物を取り扱う団体は事前に安全委員会に届け出を行い、届け出をしていない飲食物の販売は行わない。また、保健所の指示に従って衛生面には十分注意する。
- ・ 指定された仮設流し場を使用し、トイレの水道や散水栓などは使用しない。
- ・ 医療体制は安全委員会が医務室及び近隣の病院に依頼し、その指示に従う。

- ・ その他、周囲の人に甚だしい迷惑をかける行為や大学祭にふさわしくないと大学祭本部及び安全委員会本部が判断した行為は行わない。

第6条（処分）

第3条、第4条及び第5条について甚だしい違反があった場合には、安全委員会本部から「警告」を行う。警告に応じない団体に対しては「大学祭期間中における違反事項に関する条規」による処分を適用する。また、安全委員会が定めた夜間残留・騒音についての違反も同条規による処分を適用する。

（5）安全管理責任者の選出

1. 安全管理責任者とは

「（1）安全委員会の設置」（p.2 参照）で述べた通り、各参加団体には1名ずつ安全管理責任者を選出していただきます。安全管理責任者は大学祭を安全に運営するにあたり重要な役割を担います。安全管理責任者の選出の詳しい手順については本日配付した『事務手続きの手引き1』を参照してください。

- ※ 形態ごとに1名選出する必要はありません。複数の形態で参加する場合でも、安全管理責任者は1名のみを選出となります。

2. 役割

- ・ 安全防災に関する理念を理解し、団体内に浸透させる。
- ・ 安全管理責任者会議に出席し、その内容を団体内で共有する。
- ・ 大学祭期間中の安全防災に努める。

詳しくは10月17日(水)・18日(木)に行う安全管理責任者会議にて説明します。

3. 選出に当たっての注意

- ・ 企画を行う上での安全面の責任者になりますので、大学祭準備日、当日、後片付け日の企画を行う際全ての時間においてその場にいることのできる方を選出してください。
- ・ 安全管理責任者は原則として南大沢キャンパスに在籍する学生にしてください。
- ・ 負担軽減のため、代表者（参加企画書に書いた団体内の大学祭担当の方）とは別の方にしてください。
- ・ 安全管理責任者は原則として変更不可ですので、慎重に選出してください。

- ・ 安全管理責任者の方は、10月17日(水)・18日(木)に行う安全管理責任者会議のどちらか都合のつく日時の方に出席してください。両方参加する必要はありません。

安全管理責任者になっていただいた方は、別途配付する安全管理責任者申請書に必要な事項を記入の上、安全管理責任者本人が大学祭実行委員会室(学生ホール206)へ提出してください。

申請受付期間は、5月25日(金)～6月14日(木)、各日12:00～18:00となっております。ただし、土日祝日は受け付けておりませんので、ご了承ください。また、6月14日(木)の「第2回 みやこ祭参加準備会議」終了後も申請を受け付けます。

以下のアドレスに安全管理責任者本人のアドレスから団体名、安全管理責任者の方の学年、名前、団体内での役職、アドレスを入力し、送信してください。その際、件名に「安全管理責任者について」と入れていただきますようご協力お願いします。

メールアドレス：sp.main14th@gmail.com

(右のQRコードからも読み取れます)



3. 事務局より

『事務手続きの手引き 1』について
別冊の『事務手続きの手引き 1』をご覧ください。

4. 広報局より

(1) 第14回みやこ祭テーマ発表とロゴデザインについてのお知らせ

今年度のテーマに関しては、大学祭実行委員会内部で候補を募り、選考を重ね決定しました。

その結果、第14回みやこ祭のテーマは

「Direction」

に決定しました。

今回のテーマ「Direction」は、1と4の組み合わせが方位記号になることになぞらえて、14回目のみやこ祭を今後の「方向」を示すものにしたい、未来に繋がるような大学祭を作り上げたいという願いを込めました。

今年度の「Direction」のロゴデザインにつきましては、大学祭実行委員会内部で候補を募り、決定させていただくことになりました。ご了承ください。

ご不明な点がございましたら p.17 のメールアドレスにご連絡ください。その際、件名と本文に氏名を入れていただきますようご協力お願いします。

(2) 第14回みやこ祭ポスターデザイン公募について

今年度の大学祭のポスターを公募します。

テーマの「Direction」に沿ったデザインをお願いします。

【募集方法】

完成品サイズ	A2版
制作方法	《データの場合》 Illustrator・Photoshop (いずれもCS6バージョンまで) 画像データはjpgなどの結合されたものではなく、レイヤーが確認できるpsd等のファイル形式で保存してください。 《手書きの場合》 書いていただいたものを大学祭実行委員会でスキャンし、Illustratorのデータにおこします。 特に画材の指定はありません。
掲載情報	ポスターには必ず以下の情報を載せてください。 デザインとしての省略は構いません。 ① 首都大学東京 ② 南大沢キャンパス 南大沢駅から徒歩5分 ③ 第14回みやこ祭 ④ 2018年11月1日(木)～3日(土) ⑤ 周辺地図
応募先	USBメモリに保存した画像データ、または手書きのポスターをご持参の上大学祭実行委員会室(学生ホール206)までお越しください。

【受付期間】 5月25日（金）～6月28日（木）（土日祝日を除く）
各日12：00～18：00
6月14日（木）の「第2回 みやこ祭参加準備会議」終了後も受け付けます。

【採用】 採用された方には大学祭実行委員会から直接ご連絡します。
また、採用された方には粗品をお渡しします。

※ デザインは製作者との打ち合わせの上、微調整する場合があります。

※ その他、ロゴやホームページのアドレス、QRコード等を加えさせていただく場合があります。

ご不明な点等がございましたら、下記のメールアドレスにご連絡ください。その際、件名と本文に氏名を入れていただきますようご協力お願いします。

メールアドレス：miyakofes.tmu@gmail.com

（右のQRコードからも読み取れます）



5. 渉外局より

(1) 協賛に関する注意点

近年、みやこ祭において企業協賛を受ける団体が増えつつあります。本学は東京都が運営する公立大学法人であり、その運営費の多くが都民の税金である運営費交付金で賄われていることから、大学の敷地・建物内において民間企業からの協賛を受ける上で以下のように範囲が定められています。昨年度までの内容ですので、変更の可能性があります。ご了承ください。

本学において実施可能な企業協賛の範囲

- ① 学生が発行する印刷物、パンフレット等への広告掲載
学生が自主的に発行した印刷物、パンフレット等に広告を掲載すること。
- ② ホームページへのバナー広告掲載
学生が開設したホームページのトップ等に、バナー広告を掲載すること。
- ③ イベントの賞品としての物品提供
大学祭で開催される様々なイベントの賞品として、企業から製品・試供品等の提供を受けること。ただし、配布は本学の学生自身で行うこととし、企業から派遣されたスタッフ等による配布・宣伝活動等イベントに直接参加するのは禁止する。また企業から支給・貸与された宣伝販促用ユニフォーム等を学生が着用することは禁止する。

本学において実施が認められない企業協賛の範囲

- ① 民間企業のブース設置及び民間企業からのスタッフ等の派遣を受けること
大学祭期間中、構内に民間企業のブーススペース等を設置し、民間企業から派遣されたスタッフ等が販売活動、宣伝活動、試供品頒布等を行うこと。
- ② 大学祭期間中の構内及びイベントステージ上への企業看板・ポスター・のぼり旗設置
大学祭期間中、構内に民間企業のロゴ入り看板・ポスター・のぼり旗を設置すること。
- ③ その他、本学の名誉と信頼を失うような行為

※ 企業協賛に関わる質問等がございましたら、下記のメールアドレスにご連絡ください。その際、件名と本文に氏名を入れていただきますようご協力お願いします。

より良いみやこ祭を作るためにご協力お願いします。

メールアドレス: shogai14th@gmail.com

(右のQRコードからも読み取れます)



6. その他

◆ 今後の会議の日程

- ・ 第2回 みやこ祭参加準備会議
日時：6月14日（木）
場所：未定
- ・ 第2回 大学祭総会
日時：6月28日（木）
場所：未定
- ・ 第3回 みやこ祭参加準備会議
日時：9月13日（木）
場所：未定
- ・ 第4回 みやこ祭参加準備会議
日時：9月27日（木）
場所：未定
- ・ 第5回 みやこ祭参加準備会議
日時：10月11日（木）
場所：未定

◆ 会議日程のお知らせについて

大学祭総会及びみやこ祭参加準備会議については、メールや看板だけでなくホームページや Twitter でもお知らせしています。

ホームページのアドレスは「<http://miyakomatsuri.com>」、Twitter アカウント名は「@miyakofes2018」となっています。ぜひご確認やフォローをよろしく願います。

2018年度 第1回 みやこ祭参加準備会議 資料

発行 首都大学東京南大沢キャンパス大学祭実行委員会

所在 学生ホール206 大学祭実行委員会室

連絡先 042-677-1111 (内線 2323)

mepo.jimukyoku14th@gmail.com

(右のQRコードからも読み取れます)

HP <http://miyakomatsuri.com>

